

令和7年 第3回 東神楽町農業委員会総会議事録

1. 日時 令和7年3月27日(木) 15時から 16時20分

2. 開催場所 東神楽町複合施設はなのわ2階201号室

3. 出席委員 10名

会長	12番	島田 謹介
会長職務代理	1番	伴野 善清
	2番	安藤 有一
	3番	蒔田 義仁
	4番	野々瀬 浩司
	6番	伴野 竜太
	7番	北山 秀雄
	9番	伊藤 伸也
	10番	西村 俊彦
	11番	藤田 尚広

4. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名について
- 第2 報告第1号 農業委員会の概況報告について
- 第3 報告第2号 農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人
の定期報告について
- 第4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 第5 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第6 議案第3号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画
の決定について
- 第7 議案第4号 農業委員会による最適化活動の目標設定等について
- 第8 その他

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	熊谷 俊輔
係長	宮原 健太
主任	武田 翔太

開会

事務局長	只今の出席委員は10名であります。定足数に達しておりますので、令和7年東神楽町農業委員会第3回総会を開会いたします。東神楽町農業委員会憲章を朗読します。ご起立願います。今日は2番目になります。私に続いて朗読願います。ひとつ、農業委員会は、農用地の確保と有効利用を進め法令に基づく適正な農地行政に努めます。ご着席下さい。それでは会長からご挨拶をいただきます。
------	--

あいさつ

会長	はい。東神楽町農業委員会第3回通算751回総会にあたりまして、ひと言ご挨拶申し上げます。本日は、春作業が忙しくなっている中、10名の委員さんにお集まりいただきありがとうございます。今日は、令和6年度最後の総会になります。慎重審議のほどよろしくお願いいたします。
----	--

会議録署名委員の指名について

会長	それでは議事に入ります。日程第1会議録署名委員の指名について、11番藤田委員、1番伴野代理、よろしくお願いいたします。
----	---

【報告】農業委員会の概況報告について

会長	続きまして日程第2報告第1号、農業委員会の概況報告について事務局よりお願いします。
宮原係長	はい。前回総会以降における農業委員会の概況について報告いたします。3月11日、あっせん委員会が行われまして、伴野代理、伊藤農地部長、伴野委員、前田委員、藤田委員に出席いただいております。3月18日、札幌市にて行われました北海道農業会議第98回総会及び総会終了後、令和6年度市町村農業委員会会長・事務局長研修会へ島田会長に出席いただいております。以上です。
会長	ありがとうございました。

【報告】農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について

会長	日程第3報告第2号農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について、事務局より説明をお願いいたします。
宮原係長	農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告を行います。今回は、3ページから7ページに記載のとおり7件あがってきております。変更点、1法人あります。7ページ、受付番号8、株式会社鷺尾農場ですが、昨年度まで構成員・役員で、鷺尾やすこさんもおられましたが、議案記載のとおり鷺尾雄三さんお一人となっています。それ以外については、前年報告より大きな変更点はございません。それぞれ、形態要件等、報告書類を確認させていただきましたが、農地法第2条第3項及び4項の条件を満たしているため、農地所有適格法人として問題ないことを報告させていただきます。以上です。
会長	はい。ありがとうございました。

【議案】農地法第18条第6項の規定による通知について

会長	日程第4議案第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明お願いいたします。
伴野代理	会議規則15条の規定により、島田会長の退席を求めます。
武田主任	はい。それでは農地法第18条第6項の規定による通知について説明させていただきます。今回8件ございます。番号35番。所在〇〇。地番〇〇-〇〇の内〇〇。現況地目「田」ほか6筆。総面積39,645㎡。貸主〇〇さん。借主〇〇。解約成立日、3月1日。土地の引渡日、3月26日となっております。合意解約となっております。解約の事由は、賃借契約の整理のため、解約したいということとなっております。当初契約期間、令和5年1月1日から令和7年11月30日までの強化法の解約です。
伴野代理	ありがとうございました。
会長	続きまして、36番お願いします。
	番号36番。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「畑」ほか4筆。総面積128,668㎡。貸主〇〇。借主〇〇さん。解約成立日、3月11日。土地の引渡日、3月26日となっております。合意解約となっております。解約の事由は、〇〇を行うため、解約したいということとなっております。当初契約期間、令和3年10月29日から令和8年8月28日までの強化法の解約です。37番。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「畑」ほか6筆。総面積130,758㎡。貸主〇〇。借主〇〇さん。解約成立日、3月11日。土地の引渡日、3月26日となっております。合意解約となっております。解約の事由は、〇〇を行うため、解約したいということとなっております。当初契約期間、令和5年10月31日から令和10年7月19日までの強化法の解約です。38番。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「畑」。面積16,882㎡。貸主〇〇さん。借主〇〇さん。解約成立日、3月1日。土地の引渡日、3月26日となっております。合意解約となっております。解約の事由は、〇〇を行うため、解約したいということとなっております。当初契約期間、令和5年1月1日から令和7年11月30日までの強化法の解約です。番号39番。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「畑」ほか2筆。総面積68,225㎡。貸主〇〇さん。借主〇〇さん。解約成立日、3月1日。土地の引渡日、3月26日となっております。合意解約となっております。解約の事由は、〇〇を行うため、解約したいということとなっております。当初契約期間、令和4年1月1日から令和8年11月30日までの強化法の解約です。番号40番。所在〇〇。地番〇〇-〇〇の内〇〇。現況地目「畑」ほか10筆。総面積66,870㎡。貸主〇〇さん。借主〇〇さん。解約成立日、3月1日。土地の引渡日、3月26日。合意解約となっております。解約の事由は、〇〇を行うため、解約したいということとなっております。当初契約期間、令和3年3月29日から令和12年11月30日までの強化法の解約です。番号41番。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「畑」ほか4筆。総面積66,870㎡。貸主〇〇。借主〇〇さん。解約成立日、3月1日。土地の引渡日、3月26日となっております。合意解約となっております。解約の事由は、〇〇を行うため、解約したいということとなっております。当初契約期間、令和2年12月24日から令和7年11月30日までの強化法の解約です。番号42番。所在〇〇。地番〇〇の内〇〇。現況地目「畑」。面積45,022㎡。貸主〇〇さん。借主〇〇さん。解約成立日、3月1日。土地の引渡日、3月26日となっております。合意解約となっております。解約の事由は、〇〇を行うため、解約した

	いということとなっております。当初契約期間、平成30年4月27日から令和9年11月30日までの強化法の解約です。以上です。
会長	はい。ありがとうございました。農地法第18条第1項に係る許可を要しないことが確認できたため、適法な解約といたします。

【議案】農地法第3条の規定による許可申請について

会長	日程第5議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局よりお願いします。
武田主任	はい。それでは農地法第3条の規定による許可申請について、説明いたします。番号10番です。使用貸借権の設定となりまして、契約期間令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間となっております。貸主〇〇さん。借主〇〇。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか157筆。総面積が1,282,982.56㎡。経営状況及び労力総数につきましてはご覧の通りです。対価は無償で、取得者の国籍については日本となっております。以上です。
会長	担当、伴野竜太委員。
伴野委員	はい。ただいま事務局から説明のあったとおりです。〇〇さんにおかれましては、今年から〇〇ということで、〇〇としてやっていくと聞いています。何ら問題ないかと思います。慎重審議よろしく願いいたします。
会長	この件に関しまして、皆さんの方から何かご意見ご質問ありませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	それでは決定します。

【議案】旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

会長	続きまして、日程第6議案第3号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、所有権移転及び利用権設定の新規案件は1件ごとに審議し、継続案件については、変更点のみ説明します。事務局より説明願います。
武田主任	はい。今回、所有権移転が4件、利用権設定の新規案件が23件となっています。151番。所有権移転を受ける者〇〇さん。所有権移転をする者〇〇。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」。面積が3,811㎡。売買となっております。所有権移転日、本日。対価の支払い期限、令和7年3月28日までとなっております。売買価格につきましては、888,000円。反当価格、250,000円となっております。以上です。
会長	担当、伴野代理。
伴野代理	ただいま事務局から説明のあったとおりであります。今回、〇〇さんが畑地化を見据えており、現状〇〇のままでは畑地化できないということで、当該農地のみ早期に所有権を移すことになりました。問題ないと思いますが慎重審議よろしく願いいたします。
会長	担当委員の説明ありましたが、こちらの件に関しまして皆さんからご意見等ございませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	それでは決定いたします。続きまして152番。
武田主任	152番。所有権移転を受ける者〇〇。所有権移転をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか1筆。総面積が8,688㎡。売買となっております。所有権移転日、本日。対

	価の支払い期限、令和7年4月30日までとなっております。売買価格につきましては、1,580,000円。反当価格、200,000円となっております。以上です。
会長	担当、伴野竜太委員。
伴野委員	ただいま事務局から説明のあったとおりです。今回案件は、〇〇さんから売りたい旨の申し出がありました。〇〇さんにおかれましては、数年前まで季節野菜を作っておられましたが、以前水稻部分を買われた〇〇さんが、今回、畑も〇〇さんが買われることになりました。価格については、地域相場200,000円とさせていただきました。何ら問題ないかと思いますが、慎重審議よろしくをお願いします。
会長	担当委員の説明ありましたが、この件に関しまして皆さんからご意見等ございませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	それでは決定いたします。続きまして153番。
武田主任	153番。所有権移転を受ける者〇〇さん。所有権移転をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」。面積が10,363㎡。売買となっております。所有権移転日は本日。対価の支払い期限、令和7年4月30日までとなっております。売買価格につきましては、1,492,000円。反当価格、180,000円となっております。以上です。
会長	担当、伊藤委員。
伊藤委員	こちら令和7年度国営緊急農地再編整備事業に係る場所です。〇〇さんからあっせん申し出があり、ここを賃貸されていましたが〇〇さんへ相談したところ快く引き受けていただきました。図面を見ていただければ分かるのですが、12号沿いの少し傾斜地になっています。価格ですが、平地であれば反当200,000円のところですが、1割減の180,000円と設定させていただきました。〇〇さんにおかれましては〇〇さんもやられており、まだまだ大きくされたいと意欲ある方でもあります。何ら問題ないかと思いますが慎重審議よろしくをお願いいたします。
会長	担当委員の説明ありましたが、この件に関しまして皆さんからご意見等ございませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	それでは決定いたします。続きまして154番。
武田主任	154番。所有権移転を受ける者〇〇。所有権移転をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「畑」ほか1筆。総面積が61,824㎡。売買となっております。所有権移転日は本日。対価の支払い期限、令和7年4月30日までとなっております。売買価格は、4,946,000円。反当価格、80,000円となっております。以上です。
会長	担当、藤田委員。
藤田委員	ただいま事務局から説明のあったとおりです。
会長	担当委員の説明ありましたが、この件に関しまして皆さんからご意見等ございませんか。この農地ですが、農地パトロールで確認をしたところでありです。〇〇さんより売りたいとの話があり、周辺を耕作されている〇〇さんにお話ししたところ快く引き受けていただきました。価格ですが、相場でいうと100,000円なのですが、農地の状態を考慮し2割減の80,000円とさせていただきます。〇〇さんにおいては、何ら問題ないと思うのですが慎重審議のほどよろしくをお願いします。
会長	担当委員の説明ありましたが、この件に関しまして皆さんからご意見等ございませんか。

各委員	(ありませんとの声)
会長	それでは決定いたします。続きまして利用権設定になります。
伴野代理	会議規則15条の規定により島田会長の退席を求めます。155番。
武田主任	155番。利用権設定を受ける者〇〇。利用権設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか6筆。総面積、42,644㎡。賃借権の設定、賃貸借となっております。利用権設定の始期は、本日から令和16年11月30日までの10年間となっております。賃貸料は550,200円で、反当価格、14,000円となっております。以上です。
伴野代理	担当、伊藤委員。
伊藤委員	ただいま事務局から説明のあったとおりでございますが、解約をされ3反ほど若干面積が増えております。反当については、14,000円と変更ありません。〇〇さんにおかれましては、〇〇で皆さんご存知のとおりの方です。問題ないかと思いますが慎重審議よろしく願いいたします。
伴野代理	担当委員の説明ありましたが、この件に関しまして皆さんからご意見等ございませんか。
伴野代理	ただいま担当委員の説明ありましたが、この件に関しまして皆さんからご意見等ございませんか。
各委員	(ありませんとの声)
伴野代理	無ければ決定します。続きまして番号156番。
武田主任	156番。利用権設定を受ける者〇〇。利用権設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか2筆。総面積が43,799㎡。賃借権の設定、賃貸借となっております。利用権の設定の始期は、本日から令和16年11月30日までの10年間となっております。賃貸料は245,600円、反当価格、7,000円となっております。以上です。
伴野代理	担当、伊藤委員。
伊藤委員	以前は、〇〇さんが借りていたのですが、水活の問題で水張りをできる農地ではないとご自身でされまして、借りてくれる方を探していたところ、だいぶ時間はかかりましたが〇〇が〇〇さんと相談をしていただき快く引き受けていただきました。反当価格も同額で賃貸となりました。島田さんにおかれましては、皆さんご承知のとおりの方です。問題ないかと思いますが慎重審議よろしく願いいたします。
伴野代理	ただいま担当委員の説明ありましたが、この件に関しまして皆さんからご意見等ございませんか。
各委員	(ありませんとの声)
伴野代理	それでは決定いたします。
会長	続きまして、157番から165番まで関連案件になりますので、事務局より一括説明後、担当委員より一括説明させてもらいたいと思います。よろしく願いいたします。
武田主任	157番。利用権設定を受ける者〇〇。利用権設定をする者〇〇。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「畑」ほか4筆。総面積128,668㎡。賃借権の設定、賃貸借となっております。利用権設定の始期は、本日から令和8年8月28日までの2年間となっております。賃貸料は、売買価格12,870,000円の2%である257,400円となっております。158番。利用権設定を受ける者〇〇。利用権設定をする者〇〇。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「畑」ほか6筆。総面積、130,758㎡。賃借権の設定、賃貸借となっております。利用権設定の始期は、本日から令和10年7月19日までの4年間となっております。賃貸料は、売買価格13,080,000円の2%である261,600円となっております。159番。利用権設定を受ける者〇〇。利

	用権設定をする者〇〇。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「畑」ほか5筆。総面積が151,752㎡。賃借権の設定、賃貸借となっております。利用権設定の始期は、本日から令和11年12月19日までの5年間となっております。賃貸料は、売買価格14,728,000円の1%である147,280円となっております。160番。利用権設定を受ける者〇〇。利用権設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「畑」。面積が16,882㎡。賃借権の設定、賃貸借となっております。利用権設定の始期は、本日から令和11年11月30日までの5年間となっております。賃貸料は67,600円、反当価格は4,000円となっております。161番。利用権設定を受ける者〇〇。利用権設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「畑」ほか2筆。総面積が68,225㎡。賃借権の設定、賃貸借となっております。利用権設定の始期は、本日から令和8年11月30日までの2年間となっております。賃貸料は200,000円、反当価格、2,900円となっております。162番。利用権設定を受ける者〇〇。利用権設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇の内〇〇。現況地目「畑」ほか10筆。総面積が66,870㎡。賃借権の設定、賃貸借となっております。利用権設定の始期は、本日から令和16年11月30日までの10年間。賃貸料は160,500円、反当価格、2,400円となっております。163番。利用権設定を受ける者〇〇。利用権設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇の内〇〇。現況地目「畑」ほか3筆。総面積36,026㎡。賃借権の設定、使用貸借となっております。利用権設定の始期は、本日から令和16年11月30日までの10年間。賃貸料は、無償となっております。164番。利用権設定を受ける者〇〇。利用権設定をする者〇〇。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「畑」ほか5筆。総面積が55,322㎡。賃借権の設定、賃貸借となっております。利用権設定の始期、本日から令和11年11月30日までの5年間。賃貸料は268,300円、反当価格は、地番〇〇-〇〇の内〇〇が4,000円、それ以外が5,000円となっております。165番。利用権設定を受ける者〇〇。利用権設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「畑」。面積が45,022㎡。賃借権の設定、賃貸借となっております。利用権設定の始期は、本日から令和16年11月30日までの10年間。賃貸料は200,000円で、反当価格、4,400円となっております。以上です。
会長	担当、伴野竜太委員。
伴野委員	〇〇さんにおかれましては、今年から〇〇ということでこのような形となっています。後継者もおられ何ら問題ないかと思います。慎重審議よろしく願いいたします。
会長	165番までの案件に関しまして皆さんからご意見等ございませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	それでは決定いたします。続きまして166番。
武田主任	166番。利用権設定を受ける者〇〇さん。利用権設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。仮地番〇〇-〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか2筆。総面積、6,166㎡。賃借権の設定、賃貸借となっております。利用権設定の始期は、本日から令和9年11月30日までの3年間となっております。賃貸料は37,300円、反当価格、10,000円となっております。
会長	担当、藤田委員。
藤田委員	事務局から説明のあったとおりでございます。国営により面積が変わり新たに賃貸となります。反当価格は、相場の10,000円となります。何ら問題ないかと思います。慎重審議よろしくお

	願います。
会長	この件に関しまして皆さんからご意見等ございませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	それでは決定いたします。続きまして１６７番から１６９番まで関連案件になりますので、事務局より一括説明後、担当委員より一括説明させてもらいたいと思います。また、会議規則１５条の規定により〇〇の退席を求めます。
武田主任	１６７番。利用権設定を受ける者〇〇さん。利用権設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。仮地番〇〇-〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか４筆。総面積が１９，６６５㎡。賃借権の設定、賃貸借となっております。利用権設定の始期は、本日から令和９年１１月３０日までの３年間となっております。賃貸料３３，７００円で、反当価格、１０，０００円となっております。１６８番。利用権設定を受ける者〇〇。利用権設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。仮地番〇〇-〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか１筆。総面積８７７㎡。賃借権の設定、賃貸借となっております。利用権設定の始期は、本日から令和９年１１月３０日までの３年間。賃貸料は３，５００円、反当価格、１０，０００円となっております。１６９番。利用権設定を受ける者〇〇さん。利用権設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。仮地番〇〇-〇〇。現況地目「田」。面積が２，５８９㎡。賃借権の設定、賃貸借となっております。利用権設定の始期は、本日から令和９年１１月３０日までの３年間となっております。賃貸料は４，１００円、反当価格１０，０００円となっております。
会長	担当、藤田委員。
藤田委員	事務局から説明のあったとおりでございます。こちらも国営により面積が変わり新たに賃貸となります。何ら問題ないかと思います。慎重審議よろしく願います。
会長	担当委員の説明ありましたが、この件に関しまして皆さんからご意見等ございませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	それでは決定いたします。続きまして１７０番から１７２番まで一括で説明願いま
武田主任	１７０番。利用権設定を受ける者〇〇さん。利用権設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。仮地番〇〇-〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか１筆。総面積２２，７７３㎡。賃借権の設定、賃貸借となっております。利用権設定の始期は、本日から令和９年１１月３０日までの３年間。賃貸料は４９，０００円で、反当価格は１０，０００円となっております。１７１番。利用権設定を受ける者〇〇さん。利用権設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。仮地番〇〇-〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか１筆。総面積１１，５８５㎡。賃借権の設定、賃貸借となっております。利用権設定の始期は、本日から令和９年１１月３０日までの３年間。賃貸料は４６，８００円、反当価格、１０，０００円となっております。１７２番。利用権設定を受ける者〇〇さん。利用権設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。仮地番〇〇-〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか９筆。総面積２７，６９９㎡。賃借権の設定、賃貸借となっております。利用権設定の始期は、本日から令和９年１１月３０日までの３年間となっております。賃貸料は４０，５００円、反当価格１０，０００円となっております。以上です。
会長	担当、藤田委員。
藤田委員	事務局から説明のあったとおりでございます。国営により面積が変わり新たに賃貸となります。

	反当価格は、相場の１０，０００円。期間は３年間としております。
会長	１７２番まで説明ありましたが、この件に関しまして皆さんからご意見等ございませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	それでは決定いたします。続きまして１７３番。
武田主任	１７３番。利用権設定を受ける者〇〇。利用権設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。仮地番〇〇-〇〇-〇〇。現況地目「田」。面積が２，７４１㎡。賃借権の設定、使用貸借となっております。利用権設定の始期は、本日から令和９年１１月３０日までの３年間となっております。賃貸料は、無償となっております。
会長	担当、藤田委員。
藤田委員	事務局から説明のあったとおりでございます。こちらも国営に係る案件であります。何ら問題ないかと思います。慎重審議よろしく申し上げます。
会長	担当委員の説明ありましたが、この件に関しまして皆さんからご意見等ございませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	それでは決定いたします。続きまして１７４、１７５番お願いします。
武田主任	１７４番。利用権設定を受ける者〇〇。利用権設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。仮地番〇〇-〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか１筆。総面積４１，２５２㎡。賃借権の設定、賃貸借となっております。利用権設定の始期は、本日から令和９年１１月３０日までの３年間。賃貸料１０，３００円、反当価格１０，０００円となっております。１７５番。利用権設定を受ける者〇〇さん。利用権設定をする者〇〇。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。仮地番〇〇-〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか１筆。総面積３０，８３０㎡。賃借権の設定、賃貸借となっております。利用権設定の始期は、本日から令和９年１１月３０日までの３年間。賃貸料１０，７００円、反当価格１０，０００円となっております。
会長	はい。ありがとうございました。担当、藤田委員。
藤田委員	事務局から説明のあったとおりでございます。こちらも国営に係る案件であります。何ら問題ないかと思います。慎重審議よろしく申し上げます。
会長	担当委員の説明ありましたが、この件に関しまして皆さんからご意見等ございませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	それでは決定いたします。続きまして１７６、１７７番お願いします。
武田主任	１７６番。利用権設定を受ける者〇〇さん。利用権設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。仮地番〇〇-〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか７筆。総面積３３，１４２㎡。賃借権の設定、使用貸借となっております。利用権設定の始期は、本日から令和９年１１月３０日までの３年間。賃貸料は、無償となっております。１７７番。利用権設定を受ける者〇〇さん。利用権設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。仮地番〇〇-〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか３筆。総面積５９，５９５㎡。賃借権の設定、使用貸借となっております。利用権設定の始期は、本日から令和９年１１月３０日までの３年間となっております。賃貸料は、無償となっております。以上です。
会長	担当、藤田委員。
藤田委員	事務局から説明のあったとおりでございます。こちらも国営に係る案件であります。賃借料、無償であるのは〇〇さんが〇〇へ口座を持っていないことから、手数料等も考慮すると面積もほぼ変

	わらないこともあり、お互い了承のうえ無償としております。慎重審議よろしくをお願いします。
会長	担当委員の説明ありましたが、この件に関しまして皆さんからご意見等ございませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	それでは決定いたします。

【議案】農業委員会による最適化活動の目標設定等について

会長	続きまして、日程第7議案第4号、農業委員会による最適化活動の目標設定等について事務局より説明願います。
宮原係長	29ページ左上の色の変わっている議案第4号の部分をタップしてください。右上に別紙様式1と書かれた様式が出てきたかと思います。こちらの様式をご覧いただきながら説明させていただきます。令和7年度の目標設定となります。ローマ数字1農業委員会の状況についてですが、1農業委員会の現在の体制は記載のとおりであります。2農家・農地等の概要については、直近の農林業センサスの数値、昨年同様2020年度のものを使っています。昨年度と変更点はありません。続きまして、画面をスクロールしましてローマ数字2最適化活動の目標をご覧ください。1のかっこ1、農地の集積まる1現状及び課題については最新の道農政部公表の数値を使っております。集積面積が前年比15ヘクタール増の3,188ヘクタール。集積率が前年比0.5パーセント増の99.3パーセントであります。まる2の目標については、指針同様令和8年度までの目標数値、令和3年度に掲げた集積率目標95パーセントを記載しています。昨年同様、新規集積面積が0ヘクタールとなっているのですが、当町においては既に目標を達成していますので、引き続き農業委員の皆さまにはこれまで同様活動を継続いただければと思います。現状、目標の方は達成されている状況であります。昨年度、委員の方からご指摘いただきました最適化目標の現状課題の数値と目標数値のずれについては、北海道農政部で抑えている数字と私どもが当初たてた指針の数字に誤差が出ているものであります。次回、地域計画策定後指針を策定し直しますので、その際には誤差を修正できるかと思います。かっこ2、遊休農地の解消まる1現状及び課題については、農地パトロールで確認させていただいております中央8・9区にまたがっている〇〇さん所有の農地であります。まる2目標において、工程表は作成していないとありますが、皆さんご承知のとおり今後国営の事業によって解消される予定であります。緑区分は、一年生の雑草、多年生雑草など、草木の枝や根が勢よく生い茂っている状態を指しまして、トラクター等で耕起すれば利用可能な農地となります。当町においては該当なしとしております。〇〇さん所有の農地については、黄区分の該当となりトラクター等のみですぐ耕起できない状態だが重機と併用なら利用可能となる農地になります。画面スクロールお願いいたします。最後のページになります。かっこ3新規参入の促進まる1現状及び課題について、令和4年度新規参入者は中央1-1区、〇〇さんであります。令和5年、今年度については該当者はおりませんでした。まる2目標の権利移動面積及び公表面積は記載のとおりとなります。公表面積については、地域計画、目標地図作成のため令和5年10月に農地所有者を対象に実施したアンケート調査結果を集計した数値で、現在賃貸借期間中の農地も含まれています。2最適化活動の活動目標については、記載のとおり昨年度同様の目標とさせていただきます。新規参入相談会については、先月総会で話しがあがったようなことがないよう、産業振興課と連携を図りながら、相談があった際には必要に応じ随時実施していければと考えています。今回の目標

	については、北海道農業会議に提出のうえ確認いただきます。修正等必要であれば助言をいただき訂正のうえ4月末までに公表します。修正等、生じた際には4月総会にてお伝えさせていただきます。以上、審議のほどよろしくお願いいたします。
会長	只今、事務局から説明のあったとおりでありますけど、皆さんの方から何かあればお願いします。
各委員	(ありませんとの声)
会長	ほかに皆さんから無ければ、このまま農業会議へ提出、調整のうえ公表したいと思います。

【その他】

会長	続きまして日程第8その他についてお願いいたします。
事務局	①4月総会の日程について